

葉山町地域住民活動保険のご案内

保険について

町内でボランティア活動中にケガしたり、他人の物を壊したりしたときの補償制度です。

この保険は、葉山町でボランティア活動をする人が安心して活動を行えるように、葉山町が保険料を負担し、保険会社と契約をしているものです。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や事故の状況を書面でご報告していただきます。それに基づき、町と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前登録・加入手続きはいりません。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

対象

- 葉山町内で、次の要件を全て満たすボランティア活動を行う葉山町民の方
 - ① 自発的に構成されたグループや個人、町内会・自治会等が行う活動
 - ② 無報酬の活動（交通費などの実費支給を除く）
 - ③ 継続的・計画的に行っている活動
 - ④ 公益性のある（他人や社会に貢献する）活動

対象となるボランティア活動の例

活動の概要		活動例
1	清掃活動	公園・河川等その他公共施設の清掃・草刈り 等
2	資源回収・リサイクル活動	
3	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
4	高齢者・障害児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳 等
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の運営・審判 等
7	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・料理・各学習の指導、講座運営 等
8	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、訓練の運営・指導 避難所での配食活動、防犯パトロール 等
9	交通安全活動	通学路での児童見守り、違法駐車パトロール 等
10	保健衛生活動	食生活改善指導、献血活動 等
11	地域住民組織の運営	町内会・自治会や老人クラブ、子ども会の運営 役員会への参加、広報物の配付・掲示 等
12	町主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営

次の活動は対象になりません（対象にならない主な例）

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動は、報酬の有無にかかわらず対象外となります。
- (2) 民生委員・児童委員やスポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動（公務災害等の補償があります）
- (3) 学校管理下での活動（例：町立校の授業で川の清掃を行う生徒と指導する地域の方）
- (4) 単位取得や学習のために行う活動（例：学校の宿題として課された活動）
- (5) 金額にかかわらず謝金・手当など、労働の対価が支給される活動
- (6) 一時的、突発的な善意の行為（例：突然倒れた人を助ける行為、一時的な手伝い）
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動（例：団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動）
- (8) 互助的な活動（例：集合住宅の敷地内清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃）
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治・宗教・営利活動（例：祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理）

※行事の参加者や講座の受講者は対象になりません（スポーツ活動等の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります）

※町が執行する他の保険とは併用できません（個人で加入している民間の保険との併用は可能）

補償内容

賠償責任保険	ボランティア活動中に指導者等の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額（限度額）	内容
	身体賠償	1名 5,000万円 1事故 1億円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円	他人の財物に損害を与えた場合

傷害事故	住民団体等の指導者及び参加者、団体等の構成員が、ボランティア活動中に急激かつ偶発的な外来事故で死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額（限度額）	内容
	死亡	1名 200万円	傷害事故が原因で、事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	1名 200万円	傷害事故が原因で、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	通院	1名1日 1,000円 (90日限度)	傷害事故が原因で生活機能または業務能力の減失をきたし、事故の日から180日以内に通院して医師の治療を受けたとき
	入院	1名1日 2,000円 (180日限度)	傷害事故が原因で生活機能または業務能力の減失をきたし、事故の日から180日以内に入院して医師の治療を受けたとき
手術	入院保険金が支給される場合、その負傷の治療のため手術を受けたとき、入院保険金日額に規定の倍率(10,20,40)を乗じた額を支給する		

※支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通 ・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故、心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故 ・車両の所有、使用、管理に起因する事故 ・同居の親族に対して負担するもの	■傷害事故 ・活動者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・脳疾患や疾病、他覚症状のないムチウチ症や腰痛 ・山岳登坂、ハングラライダー搭乗等、その他これらに類する危険な運動 ・無資格運転、酒酔い運転の危険運転等

事故が起きたときは

- ① ケガのときはすぐ病院へ

- ② 事故発生から 30 日以内に葉山町政策課に電話等でご連絡ください
 - ・ 問合せ 葉山町 政策財政部 政策課 Tel046-876-1111 (内線 335・336)
 - ・ 手続き方法をご説明しますので、次の内容をお知らせください
(日時・被害者または破損物・場所・事故状況・加害者・被害状況など)

事故を防止することが大切です

この保険制度は、万一の事故に備えてつくられたものですが、一番大切なことは「事故を未然に防ぐこと」です。ボランティア活動をする場合は、次のことに十分注意してください。

- ・ 事前に綿密な計画を立てるとともに、危険性がないか十分チェックする
- ・ 必要があれば前もって下見などを行う
- ・ 引率者や指導者の数は適正か、また注意や指導が全体にいきわたるか確認する

問合せ 政策財政部 政策課 Tel046-876-1111 (内線 335・336)